

議案第 6 2 号

三田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

三田市認可地縁団体印鑑条例（平成5年三田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（登録者の資格等） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。 ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） 省略 （代理人による申請） 第13条 第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第10条の申請について、やむを得ない事由により自ら申請ができないときは、<u>地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの代理人</u>に行わせることができる。<u>この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。</u>	（登録者の資格等） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。 ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 （1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4） 省略 （代理人による申請） 第13条 第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第10条の申請について、やむを得ない事由により自ら申請ができないときは、<u>法第260条の8の規定により、委任の旨を証する書面を添えて代理人</u>に行わせることができる。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。